*サテライトオフィスとは…企業本社などの本部から離れた場所に設置された職場のことです。サ テライトオフィスの設置により、地方の人材を都市部に流出させることなく雇用を確保できるほ 地方に移住することで混雑を避けて通勤できることなどから年々注目度が高まっています。

> れ る。

7

41

さら

あ

緩 見

画

0

今 村 輝 宏 議

で

あ 上 基

る

が

用 外 て

地

0 可

ŧ

若

者によ

係 が 良

振 な 地 地

除 つ

は

働

き



な農用

を守

るこ

17

本と

11

る

で

業

振

顚

域

制

度

は

活

性

農振区域除外緩和に ついて



して

除

外

要

と

して認

地

につ

41 L

7

か に ĺ

接

て

なら

な な

17 11

7

11 に

8

3

など

0 件 ŧ 11

対応を

11

る 市

町

村

中

心

に行

つ

被災市町村を中心に おこなっている

振取

白を扱

地がい

とし

本来

は農業振 るが 直 る。 和 象 計 方 興 に 措 興 地 が 画 平 成 置 時 地 な 区 す 多数おら はとら |域であ る土地 らな 期 域 3整備 なる でも 30 年 11 る。 村長 定す 事 仕 本 全本方針 方針を が が 組 県 業

地 除

が 外

あ 対 がれ

住 建

民 等

0 を

検 震に

討

3 ょ

れ

7

11

·農業振 るが

> れ 和 そ ば が 説 0 で 明 他 き 方 な を 法 65 など か。

今村

議

員

本

地

り家

屋

基本指 温みとし ることとなっ 知 口 振 の 事 を 策 興 と協 熊 策 針 定 7 地 に基 定 本 域 地震 議 国 制 7 L 市 づ 県 が 度 き 基 策 知 11 町 0

可 可

が ま 転 1 宅 用 再 ス が

L

てくる

課

題

で

あ

る

方には、 また、 談 をお ŧ 建 出 土 願 事 を 現 来 いし 前 地 実 な にあ 11 などの

に 家 ょ 能 が つ である ŋ 同 41 意業委員 ...意の 7 は、 が 上 記に村へ で 双 農地 会の 方の たい あ れ

の交換等 ば 農 0 許 法

考えてい 41 る。

が必要となる。

と除外 次なら二 地 縁なな が、 て、 辺心に部ぶ農 に係 用 辺 農 対 る

企業誘致計画について

落 28 関

声 年 連

建 熊

再 か ŧ

建 5

に 0

向 集 して県で

平

成

村長

本地

震

け

た農

振

農用 住宅



誘致や支援活動に取組む

B

今村議 \Box

> を 自

最

大限

1然景観

く上で 化を今 場 あ 地 所 る。 流 企 域 を 出 業誘 後 発 若 確 11 検 展 保 及 討 Ü す 方 致 ŧ がは必 ると 々 して 地 0 域 「ザ*活

フ

1

ス

1

1

テ

か

0

B

模工 で 0 村 況 本村で と認 し も 0 7 誘 造 魅 41 業等 場 大規 あ 11 致

状

は

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が 最大3年間ゼロ*になります

る。 識

*課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする 【生産性向上特別措置法案】 POINT!

る 力

の策定) 協議 同意

生産性向上特別措置法案の成立・施行後 「導入促進基本計画」の同意を受けた 地域に所在している中小企業が対象

市区町村 の策定) 認定 申請

年率3%以上の労働生産性の向上を 見込む「先端設備等導入計画」の認定 を受けた設備投資(詳細下記)が対象

中小企業* の策定) 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等は、各種補助金において、その点も加味した優先採択

*中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは 資本金1億円以下の法人等(大企業の子会社を除く)に限ります。

○対象設備(注)市町村により 異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性 向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類(最低取得価額/販売開始時期)】

- ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆器具備品(30万円以上/6年以内)
- ◆建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る)(60万円以上/14年以内)

○普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用います。

ŧ す 5 0 \emptyset 活 行くとともに、 村長の には ~ 年 緩 に 用 も、 きであると考え 和措置 また遊 くあ 減] t 免等) チ 検 素 見解は を企業 る。 晴 17 討 休施 ろ ら L 例 等も て頂く 41 資 L いろなア 3年 企業 へし 設 源 11 資源 検 を活 0 詂 7 た 利

成

年

度

か

?ら創設

さ

中 れ る予定であ 法 \mathcal{O} 国 案により 生 は 産 催 現 向 在 上特別 国会審 る。 成 30 措 年 議

 \mathcal{O}

取

小

テライ 方針 る創業 が ス 7 等立 拡 ŧ 充さ で 米化支援 1 地 産 あ 産業 支援 オフ る。 ħ 伌 進 イス誘 また 補助 県に に取 サ ĺ 金 お 組 11 む

入 施 30 設 整 備 事業」 ーサ が 致 ビ

投資 ずると で て、 度 資 は、 却 産 命 税 資産 で支援 中 制 税 を 実 0 小 改 L そ 特 に 現 企 正 別措置 における に向 大綱 11 するため 業 る。 0 げ 生 に を 固 設 お 本 産 村 講 備 性 定

方針 組み 定資 企業や新規企業 で 3 力年 を後押し あ 産 Ď, 税 蕳 ゼ 管 特 \Box す 内 لح 例 す 0

る 7

古